

令和8年8月18日

広島市長 様

広島市入札等適正化審議会
会長 田村 耕一

答 申 書

広島市入札等適正化審議会（以下「審議会」という。）は、令和8年6月29日付けで広島市長から、市長が行った政府調達に係る苦情申立てについて諮問を受け、広島市入札等適正化審議会運営基本要綱第2条第2号に掲げる事項に係る審議に関する取扱要領（以下「取扱要領」という。）第3条及び第5条第1項により検討し、その結果を第7条第3項による考慮を行った上で、同条第1項により下記のとおり答申します。

記

1 答申の結論

諮問を受けた当該市長が行った政府調達に係る苦情申立てについては、苦情に理由がなく認められない。

2 苦情の内容等

(1) 苦情申立人

匿名

(2) 苦情に係る調達

ア 調達機関（契約担当課）

広島市長（広島市都市整備局都市計画課）

イ 調達案件名

広島市ほか7市町地形図共同作成業務（8－1）

ウ 入札公告日

令和8年4月21日

(3) 事案の概要

調達機関が行った広島市ほか7市町地形図共同作成業務（8－1）の調達（以下「本件調達」という。）について、当該入札に参加した苦情申立人から、本件調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定、2012年3月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書その他の国際約束（以下「協定等」という。）の規定に違反しているとして、広島市長に対し、広島市政府調達に関する苦情の処理手続に関する要綱（以下「要綱」という。）第3条第1項に規定する苦情の申立て（以下「本件苦情申立て」という。）が下記の経緯等を経て令和8年6月9日付けでなされたものである。

本件苦情申立てに至る経緯等

ア 令和8年4月21日、調達機関は、入札公告を行った。

イ 同年5月19日、調達機関は入札参加資格の有無の通知を行った。

ウ 同年6月3日、調達機関は、開札を行った。

エ 同年6月9日、苦情申立人は、要綱第3条第1項により広島市長に対して、本件苦情申立てを行った。

オ 同年6月29日、広島市長は、審議会に対して、本件苦情申立てについての検討を諮問した。

カ 同年7月6日、審議会は、本件苦情申立てを却下しないことを決定した。

キ 同年7月8日、審議会は、調達機関に対し、本件苦情申立ての処理に係る期間は本件調達に係る契約締結を行わないよう要請を行った。

ク 同年7月10日、調達機関は、審議会に対して、本件苦情申立ては認められない旨の報告書を提出した。

ケ 同年7月15日、苦情申立人は、審議会に対して意見書を提出した。

(4) 苦情申立人及び調達機関の求める判断

ア 苦情申立人

全ての入札参加者について、入札時点における仕様書要件の充足状況を客観的資料に基づき厳格に確認し、仕様書要件を充足していない入札又はその充足が確認できない入札者の入札は、無効又は失格として適切に取り扱うことを要請する。

イ 調達機関

苦情申立人の本件苦情申立ては認められない。

3 審議会における検討

(1) 検討経過

審議会における検討経過は以下のとおりである。

第1回 令和8年7月6日 却下すべきか否かの検討

第2回 同年7月31日 苦情申立人、調達機関による陳述及び答申に向けた検討

第3回 同年8月5日 答申案の検討

(2) 苦情申立人等からの提出資料等

苦情申立人及び調達機関から審議会に提出された資料等は以下のとおりである。

ア 苦情申立人

令和8年6月9日付け政府調達に関する苦情申立てについて

同年6月11日付け補正書

同年6月23日付け補正書に対する補足説明

同年7月15日付け意見書

同年7月31日に行われた陳述

イ 調達機関

令和8年7月10日付け政府調達に関する苦情申立てについてに係る報告書

同年7月31日に行われた陳述

(3) 検討を行う苦情

審議会は、(2)における苦情申立人及び調達機関からの提出資料及び陳述を踏まえ、審議会として検討を行う苦情を次のアからウの3項目とした。

ア 特記仕様書では、受注者が提供するクラウド型 GIS について、J-LIS の LGWAN サービスリスト（以下「サービスリスト」という。）に登録されていることを必須要件として定めているが、当該要件の充足を確認できない事業者が落札候補となり得る地位にある。

このことは落札の対象とされる入札書は、「基本的要件に適合したものでなければならず、かつ、参加のための条件を満たした供給者から提出されたものでなければならない」とされている協定等第15条第4項に違反するか否か。

イ 本件調達においては、特記仕様書要件を充足した事業者と、充足していない又はその充足を確認できない事業者を同一条件で評価している疑いがある。

このことは、入札参加者間の公平性及び無差別性を求める協定等第4条第1項及び第2項に違反するか否か。

ウ 本件調達においては、外形的に確認可能な要件であるサービスリストの登録について、入札参加者の要件適合性の確認の過程が不透明である。

このことは、調達手続における透明性を求める協定等第16条第1項に違反するか否か。

4 審議会の検討及び判断

(1) 本件苦情申立ての却下等について

取扱要領第3条各号に掲げる苦情を却下すべき場合に該当するかについて、主に以下の事項について検討を行い、却下すべきでないことを確認した。

ア 「遅れて申立てが行われた場合」に該当するか否かについて

要綱第4条第1項においては、「供給者は、調達手続のいずれの段階であっても、協定等及び法令のいずれかの規定に違反して調達が行われたと判断する場合には、苦情の原因となった事実を知り又は合理的に知り得たときから10日以内に、市長に対し書面により苦情を申し立てることができる。」としている。

苦情申立人が苦情の原因となった事実を知り又は合理的に知り得たのは、開札日の令和8年6月3日である。この日から、同年6月9日に行われた本件苦情申立てに要した期間は6日となる。したがって、苦情申立人は10日以内に本件苦情申立てを行っており、「遅れて申立てが行われた場合」に該当しないものである。

イ 「協定等及び法令と無関係な場合」に該当するか否かについて

苦情申立人は本件苦情申立てにおいて、本件調達が抵触すると考えられる「協定等」の具体的な規定を指摘しており、苦情の内容は「協定等及び法令と無関係な場合」に該当しないものである。

(2) 3(3)の検討を行う苦情について

ア 3(3)アについて

苦情申立人は、特記仕様書に定めるサービスリストへの登録を確認できない者が落札候補になり得る地位にあることについて、協定等第15条第4項に規定する「落札の対象とされるためには、入札書は、書面で提出されたものでなければならず、開札の時に公示及び入札説明書に定める基本的要件に適合したものでなければならず、かつ、参加のための条件を満たした供給者から提出されたものでなければならない。」に反するとして申立てを行っており、本件調達の入札書は書面性を満たしているため他の要件を検討する。

まず、入札説明書11(3)では、「入札に関する諸条件（入札公告、入札説明書及び仕様書並びに諸法規等）に違反した入札は無効とする。」と記載されており、「特記仕様書」は、「入札に関する諸条件」に該当する。もっとも、「特記仕様書」には様々な内容が記載されているため、特記仕様書に定める各事項について、開札時に入札書が適合すべき「入札説明書に定める基本的要件」と、契約締結後の本件業務の履行上、受注者が満たすべき要件のいずれと解す

るかについては、その文言及び仕様書における位置付けに即して判断する必要がある。

この点、苦情申立人の指摘するサービスリストへの登録は、特記仕様書において、数値編集終了後、編集済みデータを「受注者が提供するクラウド型 GIS」上へ搭載して校正を受ける業務に関連して定められ、「受注者」がそのことを確認できる書類等を発注者に提出するものとされている。

これらの文言及び位置付けに照らすと、サービスリストへの登録は、入札参加者が入札時点で登録を完了していることを明確に求めたものとは認められず、契約締結後、受注者が当該クラウド型 GIS を本件業務において利用するまでに満たすべき履行上の要件と解するのが相当である。

仮に、サービスリストへの登録を「入札説明書に定める基本的要件」として入札時点での登録完了まで求めるものと解すると、未登録の入札参加者にとっては応札できない事態を招くことから、入札参加の機会を狭める結果となる。

このような入札参加に影響を及ぼす要件については、入札時点で満たす必要があることが、入札公告又は入札説明書等の入札関係文書から明確に読み取れることが望ましいと考えられる。

本件調達では、そのような要件として明確に示されているとは認められず、この点も、前記の特記仕様書の文言及び位置付けからの解釈と整合する。

次に、調達機関が入札時に必要とする「参加のための条件」は、入札公告に「競争入札参加資格」として明確に示してある。また、「特記仕様書」に記載されているサービスリストの登録は、入札公告に定める「競争入札参加資格」には含まれておらず、入札時に登録されていることを確認できる書類等の提出も求められていないことから、「参加のための条件」と解することはできない。

したがって、「入札説明書に定める基本的要件」及び「参加のための条件」のいずれの点からも、落札候補者が入札時点においてサービスリストへの登録を完了していなかったことをもって、協定等第15条第4項に違反しているとは認められない。

以上のことから、本苦情については、苦情に理由がなく認められない。

イ 3(3)イについて

苦情申立人は、サービスリストに登録済みの事業者と、未登録又は登録状況を確認できない事業者を同一条件で評価することは、公平性及び無差別性に反すると主張している。しかし、協定等第4条第1項は、他の締結国の物品、サービス及び供給者について、国内の物品、サービス及び供給者等より不利に取り扱うことを禁止する規定である。また、同条第2項は、国内に設立された供給者について、外国企業等との関係の程度又は提供する物品又はサービスが他の締結国の物品又はサービスであることを理由とする差別的な取扱いを禁止する規定である。本件調達においては、このような外国企業等との関係又は外国の物品又はサービスを理由とする取扱いの差があったとは認められない。

また、本件は市長等が発注する政府調達のため、そもそもサービスリストの登録を入札時の参加要件として設定すること自体が認められないものでもある。

以上のことから、本苦情については、苦情に理由がなく認められない。

ウ 3(3)ウについて

苦情申立人は、落札候補者がサービスリストを確実に登録できるかについて、確認過程が不透明であると主張している。協定等第16条第1項は、入札参加者への落札決定の通知や、落札しなかった事業者に対し、その事業者を選択しなかった理由を説明するなど入札参加者へ提供する情報について定めた規定であり、落札者の履行可能性に関する内部の確認過程を、詳細に開示することまで求めた規定ではない。また、同項から、サービスリストの登録状況等を入札参加資格審査の段階で確認し、その確認過程を公表する義務があるとも解されない。

なお、サービスリストへの登録が確認できない入札参加者が最低入札価格を提示しているが、当該者の履行可能性については、本市の規定に従った低入札価格調査において調査・確認することとされており、このことは調達手続における透明性とは別の問題である。

以上のことから、本苦情については、苦情に理由がなく認められない。

(3) 検討結果

以上により、3(3)アからウいずれの苦情についても、苦情に理由がなく認められない。

参 考

広島市入札等適正化審議会委員名簿（五十音順）

氏 名	役 職 名
齋 藤 有 志	弁護士（齋藤法律事務所）
田 中 聖 三	広島工業大学工学部 准教授
谷 川 大 輔	近畿大学工学部 准教授
田 村 耕 一 (会 長)	広島大学大学院人間社会科学研究科 教授
山 田 希 恵 (副会長)	公認会計士（アイル監査法人）

関係条文

政府調達に関する協定を改正する議定書の附属書（抜粋）

第四条 一般原則

無差別待遇

- 1 各締約国（その調達機関を含む。）は、対象調達に関する措置について、他の締約国の物品及びサービスに対し並びに他の締約国の供給者であって締約国の物品及びサービスを提供するものに対し、即時にかつ無条件で、次の物品、サービス及び供給者に与える待遇よりも不利でない待遇を与える。
 - （a）国内の物品、サービス及び供給者
 - （b）当該他の締約国以外の締約国の物品、サービス及び供給者
- 2 締約国（その調達機関を含む。）は、対象調達に関する措置について、次のことを行っ
てはならない。
 - （a）国内に設立された特定の供給者を、当該供給者が有している外国企業等との関係（所有関係を含む。）の程度に基づいて、国内に設立された他の供給者より不利に取り扱うこと。
 - （b）国内に設立された供給者を、当該供給者が特定の調達のために提供する物品又はサービスが他の締約国の物品又はサービスであることに基づいて差別すること。

第十五条 入札書の取扱い及び落札

入札書の取扱い

- 4 落札の対象とされるためには、入札書は、書面で提出されたものでなければならず、開札の時に公示及び入札説明書に定める基本的要件に適合したものでなければならず、かつ、参加のための条件を満たした供給者から提出されたものでなければならない。

第十六条 調達に関する情報の透明性

供給者に提供される情報

- 1 調達機関は、入札に参加した供給者に対し、当該調達機関の落札の決定を、供給者から要請があったときは書面により、速やかに通知する。調達機関は、次条2及び3の規定に従うことを条件として、要請に応じ、落札者とされなかった供給者に対し、当該調達機関がその供給者の入札を選択しなかった理由及び落札した供給者の入札の相対的な利点を説明する。

広島市政府調達に関する苦情の処理手続に関する要綱（抜粋）

（苦情申立て等）

- 第3条 供給者（市長等が製品又はサービスの調達を行った際に当該製品又はサービスの提供を行った者及び行うことが可能であった者をいう。以下同じ。）は、協定及び協定を実

施するに当たり適用される法令（以下「法令」という。）の規定に違反して調達が行われたと判断する場合には、市長に対し、書面により苦情を申し立てることができる。

2 （略）

第4条 供給者は、調達手続のいずれの段階であっても、協定及び法令のいずれかの規定に違反して調達が行われたと判断する場合には、苦情の原因となった事実を知り又は合理的に知り得たときから10日以内に、市長に対し書面により苦情を申し立てることができる。

2から7まで （略）

広島市入札等適正化審議会運営基本要綱第2条第2号に掲げる事項に係る審議に関する取扱要領（抜粋）

（却下等）

第3条 審議会は、原則として、市長又は地方公営企業の管理者（以下「市長等」という。）から広島市政府調達に関する苦情の処理手続に関する要綱（平成25年3月29日財政局長決裁。以下「処理手続要綱」という。）第4条第3項の諮問のあった日（以下「諮問日」という。）後10作業日以内に苦情について検討し、次の各号に該当する場合には、書面により理由を付して却下すべき旨市長等に答申する。

- (1) 遅れて申立てが行われた場合
- (2) 協定及び法令と無関係な場合
- (3) 軽微な又は無意味な場合
- (4) 供給者からの申立てでない場合
- (5) その他審議会による検討が適当でない場合

（検討）

第5条 審議会は、公共の利益を害し、又は公務の遂行に著しい支障を生じる恐れのある場合を除き、苦情申立人及び市長等に対し説明、主張、文書の提出等を求め、これに基づき、苦情についての検討を行う。

2から15まで （略）

（答申）

第7条 審議会は、諮問日後90日以内（公共事業に係る苦情申立てについては50日以内）に、検討の結果を文書で作成し、直ちに市長等に答申する。審議会は、当該答申において、検討の結果の根拠に関する説明を行い、苦情の全部又は一部を認めるか否か及び調達の手続が協定及び法令の規定に違反して行われたものか否かを明らかにする。

2 （略）

3 審議会は、答申に当たり、調達手続における瑕疵の程度、全部又は一部の供給者に与えた不利益な影響の程度、協定及び法令の趣旨の阻害の程度、苦情申立人及び市長等の誠意、当該調達に係る契約の履行の程度、当該提案が市長等に与える負担、当該調達の緊急性及び市長等の業務に対する影響等、当該調達に関する状況を考慮するものとする。

4及び5 （略）